

# 2019年度版 尾花沢市補助事業一覧



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。  
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※市税等の納付状況により該当しない場合があります。

## 定住・移住・新築・リフォーム支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
新	県外から尾花沢市に移住したとき	移住世帯向け食の支援事業	県外から尾花沢市に移住したときに米60キロ、味噌3キロ、醤油3リットルを支給。	★公的な移住相談窓口を利用して、平成31年3月1日から平成32年2月29日までの間に県外から尾花沢市に転入した世帯 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
新	東京23区等から尾花沢市に移住したとき	移住支援金	東京23区に連続して5年以上、在住または通勤者が山形県求人マッチングサイトに登録されている企業に就業し本市へ移住した場合、引越費用など単身者は60万円、世帯者は100万円が支給。	★転入後3カ月以上1年以内に、山形県移住・就業支援マッチングサイトに掲載している企業に就業すること ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
新	移住を前提にした田舎暮らしを体験したい。	田舎暮らし短期体験事業（宿泊費レンタカー費用助成）	【宿泊費】 市内の民間宿泊施設に宿泊し、田舎暮らしを体験する場合（ビジネスホテル、旅館、公共の宿、研修施設、ログハウス） ※1泊2日以上4泊5日以内（年度内3回まで）1泊5千円。年間助成限度額60千円。 【レンタカー】 田舎暮らしを体験する為に、レンタカーを使用する場合にその費用を助成 ※5日を限度に（年度内3回まで）1日2千円。年間助成限度額30千円	◆移住を前提にした短期の田舎暮らしを体験するもの	定住応援課 定住支援係 【内線213】 （移住推進協議会事業）
1	宅地を取得するとき	宅地取得等助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	宅地等購入価格の10%以内で50万円を限度に助成。市外から転入後1年以内で義務教育終了前の子供がいる世帯は20%以内で150万円を限度に助成。（新築住宅等助成事業とあわせて最大300万円） 空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%以内で100万円、市外から転入し、義務教育終了前の子供がいる場合は、20%以内で200万円を限度に助成。	◆自らが居住するための宅地等（空き家を含む）を取得した方 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
2	住宅を建てる時	新築住宅等助成事業（ふるさと暮らし応援事業）	住宅を建てる際に、建築費の10%（上限100万円）＋市内業者加算30万円＋義務教育終了前の子供がいる世帯等加算20万円、最大で150万円を助成。	◆住宅を新築（建て替えを含む）する方 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
3	空き家を活用するとき	家財道具処分事業（空き家活用支援事業）	空き家の家財道具撤去に係る費用の2/3を助成。（上限10万円）	◆空き家バンクに登録している物件の所有者 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
4	空き家を活用するとき	空き家改修事業（空き家活用支援事業）	①空き家を取得した転入者又は子育て世帯等への助成 ・空き家の改修費用の2/3を助成（上限100万円） ②空き家を賃借した転入者又は子育て世帯等への助成 ・空き家の改修費用の2/3を助成（上限70万円）	◆空き家バンクに登録している物件の購入者、または賃借者 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
5	新婚世帯が新生活をはじめるとき	結婚新生活支援事業	新生活をはじめるときの住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）や引越費用を助成（最大30万円）	◆夫婦所得340万円未満の新婚世帯 ◆婚姻日における年齢が34歳以下の夫婦 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
6	民間賃貸住宅等を借りるとき	民間賃貸住宅等家賃助成事業 (ふるさと暮らし応援事業)	家賃月額20%で2万円/月を限度に、最長36ヶ月助成。	◆婚姻届を提出してから1年以内で40歳未満の世帯や、市外から転入して1年以内の世帯 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
7	民間賃貸住宅を建設するとき	民間賃貸住宅建設利子補給事業 (ふるさと暮らし応援事業)	賃貸住宅建設借入金に対し、金融機関などへ支払った利子の1/2を助成（年間60万円の上限で3年間助成）	◆1棟あたり4戸以上の共同住宅の建設 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線213】
8	克雪住宅を建築するときや融雪装置を設置するとき  除雪機械を購入するとき	居住空間無雪化支援事業	① 融雪式住宅（熱利用）・高床式住宅（基礎高1.5m超等）・耐雪式住宅（2.5m以上の積雪耐荷重）の建築、住宅敷地内消融雪装置の導入に関する助成。 一般世帯：対象事業費の30%（上限60万円） 子育て世帯等又は要援護者世帯：対象事業費の40%（上限80万円） ※ 再生可能エネルギーを主熱源とした場合は、対象事業費の10%（上限20万円）を加算。 ② 家庭用除雪機械の購入に関する助成。 購入価格の10%（上限5万円） 転入してから1年以内の世帯は5万円を加算（最大10万円）	◆左記の①について 一般住宅及び建物の床面積の2分の1以上が居住部分である併用住宅であること ※ その他の要件あり ◆年度内いずれか一つの設備のみ助成対象（除雪機械は他の設備と重複可） ◆新築住宅等助成を受けた方は、高床式住宅・耐雪式住宅の助成を受けることが出来ません。	定住応援課 【内線213】
9	太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置するとき	再生可能エネルギー設備導入事業	再生可能エネルギーの種別により、以下の内容で助成。 ① 太陽光発電設備：3万円/kw（上限12万円） ② 木質バイオマス燃焼機器：1/6（上限10万円） ③ 太陽熱利用装置：1/10（上限5万円） ④ 地中熱利用空調装置：1/10（上限10万円） ⑤ 雪氷熱利用設備：1/3（上限50万円）	◆家庭又は事業所における導入 ◆着工前の申請が必要 ※ その他の要件あり	環境整備課 生活環境係 【内線261・262】
新	荒楯地区分譲地を購入するとき	尾花沢市荒楯地区分譲地定住支援事業	荒楯地区分譲地の分譲価格の20%以内で100万円を限度に助成	荒楯地区分譲地を購入し、所有権移転登記を完了した方で、かつ、7年以内に住宅の建設を確約した方	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
新	不良住宅を除却するとき	尾花沢市不良住宅除却促進事業	不良住宅の解体に要する経費の10分の8で100万円を上限に補助	本市の区域内に存し、居住を目的として使用されていた空き家。不良度の測定で評点が100点以上のもの等	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
10	住宅をリフォームするとき	尾花沢市住宅リフォーム支援事業費補助金交付事業	市内で自己所有の住宅をリフォーム工事する場合に、市内又は県内に本社のある業者が施工する総額10万円以上（優遇世帯は総額5万円以上）の工事に対し、要件に応じて、30万円から80万円を上限に助成。	◆補助金の交付決定後に契約・着工すること ◆平成32年3月末日までに完了報告書を提出すること	建設課 都市住宅係 【内線287・288】
11	木造住宅の耐震診断をするとき	尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業	平成12年5月31日以前に建築された2階以下の木造住宅に対し、耐震診断士を派遣し無料で診断を行う。 ※ ただし、構造図等必要図面がない場合は別途請求	◆自らが所有し、かつ居住する木造住宅であること ◆店舗併用住宅の場合は、住宅の用途が延べ床面積の1/2以上であること	建設課 都市住宅係 【内線287・288】
12	木造住宅の耐震改修工事をするとき	尾花沢市木造住宅耐震改修工事補助金交付事業	平成12年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震改修工事に要した費用の1/2、100万円を限度に助成。 ※ 参考：市補助1/4（上限60万円）、県補助1/4（上限40万円）	◆尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断を受診し、補強等が必要とされた木造住宅であること	建設課 都市住宅係 【内線287・288】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
13	危険な場所にある住宅を除却するときや、危険住宅に代わる住宅を建設または購入するとき	尾花沢市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付事業	土砂災害特別警戒区域内の、居住している家屋を除却する場合は、80万2千円を限度に助成。さらに危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の利子について、年利率8.5%を限度に建物は319万円、土地は96万円を上限に助成。	◆危険住宅に代わる住宅の建設・購入が土砂災害警戒区域内である場合は、除却に要する経費のみが対象	建設課 都市住宅係 【内線287・288】
14	住宅を建設する際に資金を借り受けるとき	尾花沢市勤労者住宅建設資金利子補給金	住宅の新築及び増改築、又は将来住宅を建設するための宅地を購入するため、労働金庫から住宅建設資金を借り受けたものに対し利子補給をする。1件50万円以上とし、200万円を超える場合は上限200万円、年利3.65%を限度に5年間とする。	◆住宅面積が280㎡以内の住宅を建設若しくは購入する方、又は宅地面積が450㎡以内の宅地を購入する方 ◆住宅資金借受者の前年収入金額が670万円以内、所得者2人以上の場合にあっては年収1,000万円以内の方	商工観光課 商工労政係 【内線251】
15	浄化槽を設置するとき（一般地区）	尾花沢市浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の本体工事費を対象に、下記の金額を助成。 5人槽：上限291千円 6～7人槽：上限351千円 8～10人槽：上限456千円	◆公共下水道認可区域、農業集落排水事業整備区域、指定地区浄化槽整備実施区域を除く市内全域（一般地区）の住宅（小規模店舗併設住宅を含む） ※ 合併浄化槽から合併浄化槽への工事は対象外	環境整備課 生活環境係 【内線261・262】
16	浄化槽を設置するとき（一般地区）	平成31年度浄化槽整備促進事業	上記15の一般地区の区域で、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽を設置するリフォームへの助成。補助金の額は、以下の①～③のうち、いずれか低い額。 ◆5人槽の場合 ① 本体工事費から352千円を控除した額に1/3を乗じた額 ② 本体工事費から尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を控除した額 ③ 160千円 ◆6～7人槽の場合 ① 本体工事費から441千円を控除した額に1/3を乗じた額 ② 本体工事費から尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を控除した額 ③ 200千円 ◆8～10人槽の場合 ① 本体工事費から588千円を控除した額に1/3を乗じた額 ② 本体工事費から尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を控除した額 ③ 200千円	◆尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けた者のうち、既存単独浄化槽または汲み取り便槽からの転換事業 ※ 平成31年度内事業を対象	環境整備課 生活環境係 【内線261・262】
17	浄化槽を設置するとき（指定地区）	指定地区浄化槽設置事業	合併浄化槽の普及を目的とする指定地区内での設置に対し助成する。 平成31年度指定地区：荻袋地区 5人槽：上限 600千円 6～7人槽：上限 750千円 8～10人槽：上限1,050千円 11～15人槽：上限1,400千円 16～20人槽：上限1,750千円 21～25人槽：上限2,050千円 26～30人槽：上限2,250千円 31～40人槽：上限2,500千円 41～50人槽：上限2,800千円 放流ポンプ槽：上限 250千円	◆指定地区内で期間内に浄化槽を設置する方（非住宅含む） ※ 指定地区…地区内の世帯80%以上から同意を得て地区代表者が申請し、市長がそれを認めた地区。指定期間は5年を上限 ※平成31年度指定地区荻袋地区 ◆過去に指定を受けた地区については、転入・転居・世帯分離等により新たに住宅を取得して浄化槽を設置する方	環境整備課 生活環境係 【内線261・262】
18	下水道への接続、または浄化槽の設置の際に融資を受けるとき	生活排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給事業	1件につき100万円以内で、市長が定めた額の融資あっ旋及び利子補給。	◆償還期間は融資日から60ヶ月以内	環境整備課 生活環境係 【内線261・262】
19	下水道または農業集落排水に接続するとき	下水道排水設備設置事業	合併浄化槽から下水道等に切り替えるための助成。 下水道への切り替え：9万円 農業集落排水への切り替え：分担金に相当する額又は9万円のいずれか低い額	◆合併浄化槽を廃棄し、下水道等に接続する方 ※ 尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと	環境整備課 生活環境係 【内線261・262】